



2022年5月23日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F R S

(登記社名 株式会社フォーバル・リアルストレート)

代表者名 代表取締役社長 吉田 浩司

(コード番号 9423 東証スタンダード)

問合せ先 取締役管理部長 早川 慎一郎

(TEL 03-6826-1502)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の当社第28回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開に備えるため、事業目的を一部追加するものであります。
- (2) 当社は、2022年5月23日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2022年6月22日開催予定の当社第28回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会で行えるよう、変更案のとおり第37条（剰余金の配当等の決定機関）を新設すると共に、内容が重複する現行定款第8条（自己の株式の取得）および第44条（中間配当）を削除し、その他所要の変更を行うものであります。なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

ません。

- (4) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるため、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるべく、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定の新設ならびに株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除の変更を行い、また、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月22日（水）
定款変更の効力発生日	2022年6月22日（水）

以上

【別紙】定款変更案

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
第2条 <条文省略>	第2条 <現行どおり>
1.	1.
(<条文省略>	(<現行どおり>
21.	21.
<新設>	<u>22. 貨物利用運送業</u>
22.	23.
(<条文省略>	(<現行どおり>
25.	26.
第3条 <条文省略>	第3条 <現行どおり>
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当会社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> および会計監査人を置く。	第4条 当会社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>
第2章 株式	
第6条～第7条 <条文省略>	第6条～第7条 <現行どおり>
(自己の株式の取得)	
第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引または公開買付の方法により、自己の株式を取得することができる。	<削除>
第9条～第10条 <条文省略>	第8条～第9条 <現行どおり>

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>第<u>11</u>条～第<u>13</u>条 <条文省略></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、会社法施行規則第94条に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><新設></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第<u>10</u>条～第<u>12</u>条 <現行どおり></p> <p><削除></p>
<p>第<u>15</u>条～第<u>17</u>条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第<u>18</u>条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</p> <p><u>第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第<u>14</u>条～第<u>16</u>条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第<u>17</u>条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内と</p>

現行定款	変更案
<新設>	<p>する。</p> <p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
<p>第<u>19</u>条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第<u>18</u>条 当会社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 <現行どおり></p>
(取締役の任期)	(取締役の任期)
<p>第<u>20</u>条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第<u>19</u>条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><削除></p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p>

現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役) 第21条 当会社は取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長を1名置き、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。 2 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。 3 取締役会は、その決議により、取締役社長の他に当会社を代表する取締役を選任することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第20条 <現行どおり>
(取締役会の招集者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。	(取締役会の招集者および議長) 第21条 <現行どおり>
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までに各取締役および各監査役に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までに各取締役に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の	(取締役会の決議) 第23条 <現行どおり>

現行定款	変更案
<p>過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該決議事項を可決承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名または記名押印もしくは電子署名をしなければならない。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 24 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名または記名押印もしくは電子署名をしなければならない。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け る財産上の利益（以下、「報酬等」 といふ。）は、株主総会の決議によ って定める。	(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け る財産上の利益（以下、「報酬等」 といふ。）は、 <u>監査等委員である取 締役とそれ以外の取締役とを区別 して、株主総会の決議によって定 める。</u>
(取締役の責任免除) 第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったこ とによる取締役（取締役であった 者を含む。）の損害賠償責任を、法 令の限度において、取締役会の決 議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執 行取締役等である者を除く）との 間に、同法第 423 条第 1 項の任 務を怠ったことによる損害賠償責 任を限定する契約を締結する可 能性がある。ただし、当該契約に基 づく責任の限度額は法令の定める額 とする。	(取締役の責任免除) 第 28 条 <現行どおり>
<u>第 5 章 監査役及び監査役会</u>	<削除>
<u>(監査役の員数)</u> 第 29 条 当会社の監査役は、4名以内とす る。	<削除>
<u>(監査役の選任方法)</u> 第 30 条 当会社の監査役は、株主総会にお	<削除>

現行定款	変更案
<p><u>いて議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第32条 当会社は監査役会の決議により、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条 監査役会を招集するときは、会日から3日前までに各監査役に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<削除>
	<削除>
	<削除>
	<削除>
	<削除>

現行定款	変更案
(監査役会の決議) <u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	<削除>
(報酬等) <u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	<削除>
(監査役の責任免除) <u>第 37 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	<削除>
2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。	<削除>
<新設>	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
<新設>	(監査等委員会の招集通知) <u>第 29 条 監査等委員会を招集するときは、会日から 3 日前までに各監査等委員に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>

現行定款	変更案
<新設>	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議)</p>
<新設>	<p><u>第 30 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<新設>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>38</u> 条～第 <u>39</u> 条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 <u>40</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第 <u>41</u> 条 <条文省略></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 <u>42</u> 条 <条文省略></p> <p><新設></p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>32</u> 条～第 <u>33</u> 条 <現行どおり></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>34</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第 <u>35</u> 条 <現行どおり></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 <u>36</u> 条 <現行どおり></p> <p>(剰余金の配当等の決議機関)</p> <p>第 37 条 当会社は、剰余金の配当等会社法</p>

現行定款	変更案
	<u>第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(剩余金の配当の基準日) 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <新設> 2 前項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。	(剩余金の配当の基準日) 第38条 <現行どおり> 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。
(中間配当) 第44条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として金銭の分配（以下「中間配当」という。）を行うことできる。	<削除>
(配当金の排斥期間等) 第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 未支払の期末配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。 <新設> <新設>	(配当金の排斥期間等) 第39条 配当財産が金銭である場合（以下「配当金」という。）は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 配当金に対しては利息をつけない 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の第28回定期株主総

現行定款	変更案
<新設>	<p><u>会終結前の行為に関する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 変更前定款第14条の規定の削除および変更後定款第13条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6ヶ月を経過した日、もしくは施行日から6ヶ月以内に開催する最後の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u></p> <p><u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用して開示することにより、株主に対して提供了したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上